

海野隆 平成24年9月議会 一般質問原稿

●みんなの党の海野隆でございます。6月に続き2回目の一般質問をいたします。あらかじめ申し上げておきますが、私は提言を中心に質疑を行っているつもりですので、執行部におかれましては、提言の趣旨を良く理解して、内部でもよく検討していただきたいと思います。

議会の提言、議員の提言について、自分の考えと異なることは、一顧だにせず拒否するということのような態度は、議論をしてよい良い結論を導き出すという民主主義のプロセス、その象徴である議会の場にはふさわしくないものと思われます。むしろ、懐深、懐深、提言を胸に吸い込み、頭脳で又芻しながら、町民にどう思ってもらおうかとどう原点到点して、直撃に受け止めていただくことを願っております。質問に移ります。

まず、第一は広聴活動についてどういよう点をお聞きます。広聴活動は、言いつてもなく、複雑多様化した町民の皆様の意見をいかにすく上げるかという点で、さまざまな工夫が行われていると思います。町政運営の最も重要な活動の1つだと言っても良いと思います。しかし、その広聴活動についてどういようも実態が見えない気がします。

●はじめに町長の広聴活動の現状について伺いたいと思います

さまざまな広聴活動がありますが、その中で特に町民と直接対話する広聴活動の現状についてどのような機会に、どのような規模で、どんな話題で行われているか、伺います。

2 広聴活動での意見や要望はどのようなものがあるか
広聴活動の中では様々な意見要望が出ているのではないかと推察されます。町長への手紙はエロエロにアパージュをねねいようもあら、こんな意見や要望が出ていると理解できますが、広聴活動での意見や要望は、まったく分かりません。

3 議事録は取っているか

当然、対象人数や意見要望等のやり取りについては、議事録をとっていると思います。が、どうですか。情報公開できるような形で議事録を作成していただけますか？

4 広聴活動の周知方法はどのように行っているか

町長の行う広聴活動は、町民誰もが参加できるようなオープンな形で行われなければならないと思います。そして広聴活動が周知されていなければならない参加もできないということになります。周知方法はどのように行われているのか伺いたい。

5 議員や議会に通知がないのはなぜか

先日、私の地元の上本郷区で広聴活動が行われたようです。ようです。というのは、私は全く知らなかったということです。さまざまな意見が出たとお聞きして、是非とも参加したかと思いました。地元の議員に通知がないというよりは、もちろん一般町民の方々は知らなかったということだと思います。それで、上本郷地区は広聴活動を行いましたと言われてもピンとこないというのが感想です。今後、しっかりと議員にも通知をするべきだと思いますが、いかがですか？

●次に人事政策について伺います。

1 酒気帯び運転での懲戒基準を見直すべきである

この問題は、平成23年3月議会で藤井議員が、全般的にしっかりと質疑をされており、執行部の答弁では、見直しをすると確約しております。すでに1年6か月以上の時間が経過しましたが、見直しをされたということもないようですので、あらためて、私から、交通事故等に係る懲戒処分等の基準「100mgの見直し」について質問したいと思います。

私は、あらためて平成23年3月議会の議事録を読み直して、この議論については藤井議員の主張はほとんど同意できると思うと申し上げたいと思います。せっかく藤井議員が、貴重な提言をしたにもかかわらず、その後、基準の見直しが行われないということは、どのような理由がありますか？

私は、見直しをする際に、考慮しなければならない問題が二つあると考えられます。

ひとつは、加重減免を行った職員分限懲戒処分等審査委員会「の審査が適当であったか」ということです。藤井議員も指摘しておりましたが、お手盛りだ

つたと批判されても、充分な反論もできないのではないかと思います。第8条7項の事故等の報告の有無についてはないという指摘を藤井議員はしています。事実はどうなんですか。当時の議事録はありますか。議事録があれば、読み上げてください。報告がないというふうになると、これは悪質だと判断されるのではないですか？

私は、審査委員会に町民の視点を入れる必要があると思います。主権者である町民の意思を聞く必要はありませんか？審査委員会に、外部の委員を入れるということは考えないですか？有識者や町民の代表者を入れて、町民の目線で審査していくべきであると思いますが、町長の考え方をお聞きしたい。

もう一つは、懲戒処分等の公表基準」の問題です。平成23年3月の質疑では触れていなかったのですが、阿見町では平成19年9月に、阿見町職員の懲戒処分等の公表基準」というものを定めています。公表したのはいいですか。私は該当し、公表すべきだったと思います。その基準に、平成23年2月に処分した事案は該当するかどうか。まず、この件について伺います。

警察庁では、飲酒運転による交通事故は、平成18年8月に福岡県で幼児3人が死亡する飲酒事故が発生するなど大きな社会問題となり、平成19年9月に飲酒運転の厳罰化、21年6月には悪質危険運転者に対する行政処分が強化されましたが、飲酒運転を根絶させるためには、国民の皆さん一人ひとりに、飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持っていただく必要があります。飲酒運転は重大交通事故に直結する極めて悪質危険な犯罪です。国民の皆さん一人ひとりが、飲酒運転を絶対にしない、させない」ことを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。」と呼びかけています。

現実的に懲戒処分を見直すべきなのか、見直す必要がないのか、私は、タウンミーティングでもいろいろ意見伺った限りでは、もっと厳しくすべきだという意見が断然多かったようです。飲酒運転や酒気帯び運転による事故は、社会的に悲惨な事故につながるというところを考えると、基準を維持し、飲酒運転の撲滅に町を挙げて取り組むという姿勢を継続して発信するということが必要だと考えています。執行部の考え方を伺います。

- 2 任期付き一般職員等新しい人事制度の整備はどのようになっているか
- 3 国民保護計画を遂行できる危機管理に係る人材を配置すべきである

以上、2点は関連してきますので、一括して質問します。

阿見町では平成19年3月に「阿見町国民保護計画」というものを国民保護法第35条の規定に基づき作成しています。82ページに及び分量の多い計画書です。

目的は、武力攻撃事態等においては、国民保護法その他の法令、基本指針、県国民保護計画及びこの計画に基づき、町民の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、避難・救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目指すこととする、となっています。

阿見町地域防災計画も、原発震災を受けてどのように計画の中に取り込んでいくのか改定の方角性も決定していないようですが、教訓は想定外としていたことが不幸にも、現実起こってしまった、被害も甚大だったということになると思います。同じようなことが国民保護計画についても言えるのではないかと考えています。

日本は憲法前文で、日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」と宣言しています。

しかし、最近の、日本周辺の北方領土、竹島、尖閣諸島、などの領土問題紛争を見ていると、軍事的な衝突が起きるのではないかと心配になります。また、日本が国際紛争に係り自衛隊が海外で平和維持活動をする機会が多くなること、テロの対象国家になること、レジスタンスも抱えて込みます。そうした国際状況の中で、いざという時に、町民の命や安全を守るためにどうすべきなのか、その一応の対策が国民保護計画です。

国民保護計画の中では、計画の見直し「関係機関相互の意思疎通」「協定の締結」「訓練・研修」「個人情報に係る安否情報」「担当者の育成」「自衛隊への派遣要請」など、さまざま課題について実施しなければならぬことになっています。

武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等の事態が発生した時に、どのようにするかという点については、確かに、計画の中に書き込んであります。参与時代に、私も、ひとつ通り目を通して、今回質問するのと同じ目を通してしまいましたが、残念ながら現在の役場職員体制で、この計画をオレレーションできる人材が育っているとは思えないし、育成しているとも思えません。本部長は町長です。この国民保護計画を運用できる人材を外部から採用すべきであるというのが私の提言です。具体的には自衛隊から有為な人材を採用する、そうした考えがあるかどうか伺います。そのためにも、私は、任期付き職員等専門性を有する職員制度を早へんくして、このような事態に対応すべきであると思いますが、進捗状況について伺います。

●次に、教育政策について伺います

1 義務教育を修了する中学校3年生への公民教育をより充実させるべきである。

公民教育というのは、一般的には、市民を意識的に育成するということ、社会の秩序の維持と発展をめざす教育を公民教育と呼ぶことなんです。国家や社会が、その市民が市民的義務をはたすように教育すべきだということ、考え方はギリシア都市国家時代からあったと言わなければなりません。阿見町民も、市民です。

市民とは、政治的共同体の構成員で、主権 本に参政権(を持つ者と規定されています。そういうことからすると、端的には公民教育は政治教育と同じでもいえると思います。現在の日本の教育制度では、義務教育を修了する社会に出てくる者もおり、準備を整えていくというふうになります。中学校では、公民教育というふうな教育がなっているのが、伺います。阿見町での特徴はありますか？

2 教育の「環」として議会傍聴の機会をいかに増やすか

私の後、永井議員から子ども議会を開催してほしいかという質問が予定されています。永井議員からは、他の自治体の例や効果も含めて、提言があると思います。私は、公民教育の「環」として、現在の議会を子どもたちに傍聴してもらいたいという点について、提言したいと思っております。

この例は、近隣ではしばみらい市議会でも試みられています。21世紀を担う子どもたちに小中学校の時代から、議会に興味を持ってもらって意思決定機関である議会の重要性を知ってもらう取り組みを平成20年から行い、小中学校単位での本会議傍聴を促進しているという事です。感想文が議会広報に掲載されていますが、効果は抜群なものがあると思われれます。くばみらい市議会傍聴の、生徒の感想文。

子ども議会は、どうしても生徒会の延長あるいは一時的な効果しか期待できないと言われています。もちろん、本物の議席に着席するというところだけでも意義があると考えられるのですが、より効果的なことは、本物の議会で子どもたちの未来のために大人たちが真剣に議論を交わしている姿を見せることではないかと思えます。

これは教育長にお願いしなければなりません。未来の大人たちが、町の政治や行政に深い関心を持つような取り組みを是非とも実施してほしいと思います。取り組みをお考えがあるかどうか伺います。

3 いじめをめぐる生徒指導の現状と対策について

この問題については、先ほど川畑議員からも詳細な質疑があり、また先口、民生教育常任委員会でも、昨日も教育次長から報告がありました。浅野議員からも、経験を交えて質疑があることと思えますので、それに譲りたいと思います。

●次に、放射能対策について質問をいたします。

- 1 甲状腺検査を実施するべきである
- 2 内部被ばく検査希望者には町の責任で実施すべきである

6月議会でも、阿見町の子供たちの内部被ばく検査をする必要があり、せめて希望者には安心という観点からも、検査の情報や費用について考慮すべきであると申し上げましたが、残念ながら町長の同意を得ることはできませんでした。

今回、佐藤議員から子どもたちの未来を想う熱情あふれる質疑が先ほどありました。執行部の答弁のように、確かに、牛久市の検査結果、福島県の子

供たちの検査の現時点の結果からすると、被ばくは健康に心配のないレベルだと思われれます。しかし、長期にわたる低線量の放射線被ばくが子どもたちの健康にどのような影響を与えるかは未知の世界です。今後、長期的継続的な健康検査が必要だと考えていらっしゃる多くの心配されている方々の不安を解消することはできません。

先日、町民の方から子どもたちの甲状腺検査、ホールボディカウンター検査を行うことは是非とも実施するよう要請されました。その方は、お子さんが小学校に通学されており、特に子どもたちの健康に大変に高い関心を持っております。また、別の町民の方からは、放射能汚染地図なるものをいただきます。阿見町が、県内で最も高い放射線量を明確に示す地図で、この現実に対応する対策をとるべきだというのが、その方の主張です。

ところで、6月議会の質問に先立って説明を受けた、放射能対策協議会幹事自治体である牛久市の内部被ばく検査については、執行部は阿見町に通告も説明もなく、突然の検査実施だったと説明しておりました。

今回の質問にあたり、改めて牛久市に赴き、担当者に説明を伺ったところによると、幹事会や事務方の打ち合わせの中でも、牛久市は早い段階から住民の健康調査の必要性を感じて、会議を通じて何度もアナウンスしていたと話しておりました。確かに、牛久市ではいち早く放射能対策室に保健師を配置して、市民の健康を守るということに重点的をおいた対策を打っていたことは間違いありません。その保健師の方ともお会いしましたが、市民の健康不安にこたえようというつもりと仕事をされてきたという印象です。それに対して、阿見町公報の放射能対策特集号を改めて見直してみました。阿見町では、除染ということが前面に出ています。子ども達や妊婦の健康に関する取り組みについては何にもありません。

また、牛久市の担当者の説明によれば、税金を投入して健康調査を行う以上、傾向を把握できる程度の人数が必要だと話しておりました。私が、せめて希望者にはという主張は、行政の担当者は取らないと反論されてしまいました。阿見町でも、保健師が前面に出て、子どもたちや妊婦などリスクが高い方々をしっかりと長期的で継続的な調査を行いサポートすることが必要だと考えます。

私は、あらためて子どもたちや妊婦の方々の内部被ばく検査及び甲状腺検査を実施すべきだと思っています。町として、積極的に取り組むという

考えはありませんか？

●次に、行財政改革について伺います。

1 事業仕分け結果と今後の利活用について

去る7月14日、阿見町事業仕分けの本番が実施されました。これは、天田町長にとっては選挙の公約でもあり、私自身も構想日本に関わって仕分け人を経験したことから、大きな期待感を持って傍聴させていただきました。町民判定員及び傍聴者のアンケートを拝見いたしますと、評価も非常に高く本当に実施できて良かったと思います。

事業仕分けの結果につきまして、すでに町のホームページにもアップされ、議会の全員協議会でも質疑応答コメントを付けた詳細な資料とともに説明いただいております。30分という時間の中で、説明、質疑、判定と実に効率よく作業が進んだという印象です。あらためて、質疑議事録を拝見しますと仕分けの判定評価フローに従って的確なやり取りが行われたのではないかと思います。役場職員の大抵の皆さんもしっかりと説明していたと評価したいと思います。

私が議会前に行ったタウンミーティングでも、事業仕分けについて質問が出ていました。ただ、タウンミーティング参加者の中でも事業仕分けを傍聴した方は少なかったのですが、会場でも一般町民の方々の傍聴者が少な目だったことは残念だったと思います。周知の方法に少し課題があったのではないかと思います。

さて、事業仕分けの結果表を、じっくりと眺めておりますと明確に傾向が分かります。仕分け人の仕分け結果は、不要、再検討など左に寄っております。それに対して、町民判定人の仕分け結果は、町要改善、町現行通りなど右に寄っております。

町民判定員の方々は、無作為に抽出されたものの応募してきた方々ですから、もともと行政に関心の深い方々だと思えます。その方々が、執行部と仕分け人のいろいろなやり取りを間近に聞きながら判定していますので、討論型世論調査に近いものがあると思えます。その結果については町民の代表的な意識なのではないかと考えられます。私が議会前に行ったタウン

ーディングでも、事業仕分けの結果と仕分け結果に対する今後の予定、判定結果の取り扱いについての質問が出ておりましたが、事業仕分けの結果を受けて、感想も含め今後の進捗状況について伺います。

2 補助金のあり方について

さて、事業仕分けでは仕分けする事業をどのように絞り込んだか、選定したかという基準を作成して実施していましたが、これは非常に重要なことだと思います。町の事業の中では補助金に係る事業が大変に多い。補助金というのは、ある政策を実現するための誘導的な一面があります。

通常、期間限定的で、効果の検証が絶えず行われていなければならぬという性質のものだと思います。しかし、補助金はどうしても既得権益化しやすいものです。ともすれば、10年も20年も、だらだらと、補助金が続くというところが行われてくるのではないかと感じます。

町には平成3年に補助金等適正化委員会規程というものを設置しています。委員長は総務部長、各部長級職員、総務、財政課長がメンバーです。11日、現在の補助金の適正化が絶えず論議され審議されているように思いますが、どのような頻度、どのような議論が交わられているのか、伺いたいと思います。

その上で、私は、補助金の全面的な見直しが必要であるということを示し上げたいと思います。補助金にも、事業仕分けの手法を導入して、その根本的なあり方を第三者の視点で評価するということをしなければならぬと思います。すべての補助金をいったんリセットしてゼロベースで見直すということが必要だと思います。

現在の役場内部だけで組織されている内向きの補助金等適正化委員会を解体して、第三者、町民の視点をしっかりと取り入れる補助金を検証する新しい組織をつくる強い決意を求めたいと思います。

3 改革が必要と重要とされる事務事業及び制度について伺いたい

事業仕分けは、町で行っている760を超す事務事業の中の16事業で行われました。しかし、傾向は見えてきたのではないかと感じます。これは町長に伺いますが、事業仕分けを経て、改革が必要と重要とされる事務事業及び

制度については、どのようなものがあるか伺いたしたいと思います。

●次に環境エネルギー政策について伺います。

1 地域資源由来の再生可能エネルギーの開発と活用をすべきである

6月議会でも同様の質問をいたしまして、町長から答弁をいただきました。この問題については、飯野議員が明日、詳細に質問があるのではないかと思います。飯野議員とは、環境エネルギー政策で共通した思いもあり、飯野議員の質問に譲りたいと思います。私からは太陽光発電事業への町のかかわり方について確認しておきたいと思っております。

個人住宅への太陽光発電補助については、9月議会にも補正予算が計上されており、申し込みが殺到しているという状況のようです。また、6月議会では私の質問に対して、

町長は「太陽光発電については積極的に設置する方向で進めている。公共施設の建築物については本年度事業の給食センターに設置します。グリーンエネルギー基金を活用し、3つの中学校を対象に平成25年度に太陽光発電設備と蓄池を設置する予定で、その後は、防災計画や財政状況等勘案しながら防災拠点となっている小学校、各公民館ふれあいセンター等の施設にも設置を検討してまいりたいと考えております。」と答弁しています。

その後、町が事業主体となって大規模太陽光発電事業を直接運営するという計画を持っているというところを漏れ伺ったのですが、そのような検討をされているのかどうか、確認をしておきたいと思っております。

私は、2番目に挙げたおきました。町民を巻き込んだ環境政策を進めるべきであるという考えをお持ちしております。事業主体はあくまでも民間で、その民間を行政が手助けをするという形で行われるべきであると思います。行政が行うことは、民間のできないことや公益的なもので、必要な政策を進めるための展開ですから、事業経営ではありません。その上で、行政が公共セクターとして一定の役割を果たすことは許されると思います。明治維新以降の国家による産業育成、民間松下げ。

●次に産業政策について伺います。

あみプレミアムアウトレット内に、4月6日(金)から7月16日(月)まで開店したアンテナショップ 楽しいーおいしいーまいあみマルシェ茨城ファーム」が、終了しました。

町が設定した目標をはるかに上回る、大変に好調な結果だったということですが、課題もあつたと聞いています。

道の駅も、準備委員会というように実現に向けて段階をあげて検討に入っています。新聞では、今回の成果に手応えを感じた町は、常設店の設置を考え始めた。「チルシージャパンも常設化について」「アンテナショップは」お客さまからも大変好評だった。阿見町が望むのであれば検討する」と前向きだ。」と報道されています。

そういう状況で、あらためて今回のまいあみマルシェ茨城ファーム」の、結果と課題、今後の方向性について現時点での考え方をお聞かせいただきたいと思っています。

●最後の質問になります。地方分権をめぐる状況について伺いたいと思います。

さて、二年前に政権交代という熱気が、総選挙での民主党圧勝を生み出しました。民主党のマニフェストは、明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、『地域主権国家』へと転換する」という活気あふれる、わくわくとするようなものでした。

平成22年6月には、地域主権改革は、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。国と地方公共団体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて、改革を推進していかなければならない。」という地域主権戦略大綱が閣議決定されて、地域主権の全体像が明らかにされました。

天田町長は民主党代議士の推薦を受けて選挙を戦い、当選したわけですが、現在の民主党政権への評価及び民主党が進めた地域主権（地方分権）の現状認識を伺いたいと思います。加えて、今後、阿見町が地方自治を推進していくのに必要な仕組みや政策について、例えば具体的に、特区制度を利用して現状の仕組みにとらわれない政策を進めたいことがあるかどうか、要望したいことは何なのかについても伺いさせていただきます。

以上で私の質問を終了します。最初に申し上げましたが、執行部におかれましては、提言の趣旨を良く理解して、内部でよく検討していただきたいと思います。ご質問を再度申し上げます。丁寧な答弁もいただきありがとうございます。